

2019年3月26日

第5回社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援のあり方に関する検討会

「無料低額宿泊事業の最低基準の考え方」について

山田壮志郎（日本福祉大学）

1. 居室面積に係る経過措置について（資料1：4頁）

- ・第4回検討会の事務局資料2の2頁では、居室面積基準を満たさない施設に提出を求める改善計画について、「軽微な改修で改善が可能な場合には、年限を区切って改善を求める」とされていたが、今回の修正案には年限を区切ることが明記されていない。
- ・貧困ビジネス対策は、今回新たに始まったものではない。居室面積については、既に2015年のガイドライン改定時に7.43㎡以上という基準が示され、その際、既存施設については基準を満たすよう計画的に整備することが求められていた。すなわち、既に4年の経過措置期間が過ぎている。今回、さらに経過措置を認め、しかも年限も区切らないこととなると、2015年改定の意味がなくなり、これまで改善を図ってきた施設とそうでない施設との間の公平性を欠くことになる。
- ・したがって、居室面積基準を満たさない施設に経過措置を認めるとしても、第4回検討会で事務局が提案していた通り、年限を区切って改善を求めることが不可欠である。
- ・また、狭小居室は、基準を満たさない＝解消を図るべき居室という意味では、多人数居室や簡易個室と同じであるため、多人数居室や簡易個室の経過措置に関して提案されている「新たな紹介を行わない」「1年以内の転居推進」は、狭小居室の経過措置にも盛り込むべきである。
- ・特に、第4回検討会での事務局資料では、狭小居室について、「住宅扶助の面積減額措置を適用する」と明記されていたのに対し、今回の最低基準案ではこれが削除されているため、多人数居室・簡易個室と同様に、減額措置を適用すべきである。

2. 多人数居室・簡易個室に係る経過措置について（資料1：4頁）

- ・第4回検討会では、多人数居室・簡易個室に係る経過措置について、施行後5年の経過措置期間が提案されていたが、今回の提案では3年に短縮されている。
- ・しかし、第4回検討会では、もっと短くすべきとの意見や、そもそも経過措置期間自体が不要であるとの意見もあったことからすると、長くても1年程度にまで短縮すべきである。

3. 入居申込者等に対する説明等について（資料1：6頁）

- ・今回の事務局資料では、入居契約に関して、「利用者からの契約解除に関する規定を設けることを検討中」とされている。
- ・一時的な居住場所としての無料低額宿泊所の性格を担保するためには、先行する各自治体の条例で定められているように、利用者からの契約解除に関する規定を設けることが必要であり、同規定を最低基準に盛り込むべきである。

4. 利用料の受領について（資料1：6頁）

- ・事務局資料によれば、「入居者が選定するサービスの提供に要する費用」について、「日常生活支援住居施設として、生活扶助の委託を受ける場合は、委託費として支払われる金額を除く」という基準案が示されている。これは、逆に言えば、日常生活支援住居施設として委託を受けない場合には、サービス提供費用の規制は設けない＝どのような費用でも徴収して構わないことを意味している。
- ・日常生活支援住居施設として委託を受けた施設に対しては、（本検討会後半で議論される予定の）委託基準を設けて公的な規制のもとで委託費を支給することとしながら、他方では、日常生活支援住居施設としての委託を受けない施設については、施設側が定めた金額のサービス費用を規制なく徴収することを可能にするということは、日常生活支援住居施設としての委託を受けるメリットを消失させ、日常生活支援住居施設が広がらず、また、これまで「貧困ビジネス」と指摘されてきた現状の改善も図れないこととなり、「貧困ビジネス対策と日常生活支援」という改正法の目的を達成することができない。
- ・したがって、社会福祉住居施設の最低基準において、①サービス費用を受領することを禁止する、②費用を受領して提供できるサービスの内容を限定する、③日常生活支援住居施設に委託されるサービスに要する費目は受領しないこととする、のいずれかの規定を設ける必要がある。

	社会福祉住居施設 (最低基準案)	日常生活支援住居施設 (第1回検討会資料)
提供する支援の内容	定めなし	定める
支援の実施に必要な要件	定めなし	定める
費用の支給方法	定めなし	定める
サービス費用の額	定めなし	(おそらく)定める



相当に高額な委託費を設定しない限り
日常生活支援住居施設は広がらず
社会福祉住居施設は自由にサービス費を徴収しうる



「貧困ビジネス対策と日常生活支援」につながらない

- ・なお、この点に関して、第4回検討会の事務局資料2は、「無料低額宿泊事業は、利用者と事業者との契約に基づき実施されるものであり…契約に基づきサービス内容に応じた適切な費用の範囲であれば、サービス費用の受領自体を禁止することは適切ではないのではないか」と述べている（15頁）。しかしながら、無料低額宿泊事業は社会福祉事業であり、居室設備やサービス内容に最低基準を設けること自体が民衆の契約に一定の規制をかけていることを意味しており、サービス費の受領についてのみ、禁止す

ることが不適切と考えることは妥当ではない。また、「サービス内容に応じた適切な費用の範囲であれば」としているが、サービス費に関しては費用の適切性を判断する基準も用意されていない。

5. 日常生活金銭管理について（資料1：7頁）

- ・事務局資料の最低基準案では、社会福祉住居施設が日常生活金銭管理を行うことができる場合の要件が11項目定められている。しかし、現行ガイドラインで求められている「利用者からの依頼の事実を書面で確認する」ことについては含まれていない。
- ・第4回検討会において、事務局から、金銭管理についての最低基準の定めは、現行ガイドラインのより詳細な上乘せ、具体的な規定をする趣旨であるとの説明があった。「利用者からの依頼の事実を書面で確認する」ことを除外することは、「詳細な上乘せ」にも「具体的な規定」にも当たらないと思われるため、新しい最低基準でも規定すべきである。

6. 住宅扶助基準の面積減額について

- ・第1回検討会で事務局から示された本検討会のスケジュールでは、第5回の検討会で「住宅扶助基準の面積減額の適用の考え方について」議論する予定となっていたが、今回の議題には含まれていない。
- ・住宅扶助基準については、2015年の実施要領改定時に狭小な面積の場合の減額措置が導入されたが、実際に無料低額宿泊所にどの程度適用されているのかは定かではない。今回の最低基準案においても、多人数居室・簡易個室の場合の減額措置適用が明記されており、また、1. で述べたように、狭小居室の減額措置も必要である。
- ・このように、住宅扶助の減額措置については十分な検討がなされていないため、次回以降の検討会で取り上げるべきである。なお、その際、現状を把握するために、2015年に減額措置が導入されて以降の実際の適用状況が分かる資料を添付されることを強く要望する。

7. 無届施設への対応について

- ・第2回検討会において、無届施設に対する実効性ある届出勧奨の必要性が議論になった。つまり、今回の改正法では無料低額宿泊所の範囲に該当する無届施設に対して届出を勧奨することが想定されているが、届け出なかった場合の措置については十分検討されておらず、劣悪な無届施設に対する行政指導が可能になるよう、特に社会福祉法第72条第3項でいう「不当な行為」の判断基準を明確にすべきであるとの議論があった。しかし、この点については、第3回以降の検討会でも十分に議論されているとはいえないため、対応方法を明確にすべきである。
- ・無届施設への対応が実効性をもたないまま改正法が施行され、結果として届出が進まなかったり、あるいは、これまで届け出していた施設が規制を逃れるために届出を取り下げるような事態を招くことがないようにすべきである。

以上